

知立市告示第23号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和2年知立市条例第41号）第3条第1項第3号に規定する市長が定める業種について、次のように定める。

令和4年4月1日

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第3条第1項第3号に規定する市長が定める業種を次のように定める。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類E－製造業に属する業種。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号又は第2号に掲げるもの
 - イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第237号）第2条第4項の産業廃棄物をいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの
- (2) 前号に掲げる業種に付属する建築物。ただし、建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。